

教習料金

給付金の支給額は、支給対象額の20%(上限10万円)となります。

給付金は、卒業後に支給申請をしないと振込みされません。

◆教育訓練給付制度の支給対象になるもの◆

講習料およびテキスト代

支給対象合計額 113,880円 (20%相当は 22,776円)

◆小型移動式クレーンを最初に受講された場合の料金の単価◆

- *フォークリフト…受講料37,800円 テキスト代1,600円
- *小型移動式クレーン…受講料46,440円 テキスト代1,600円
- *玉掛け…受講料24,840円 テキスト代1,600円

◆玉掛けを最初に受講された場合の料金の単価◆

- *フォークリフト…受講料37,800円 テキスト代1,600円
- *小型移動式クレーン…受講料39,960円 テキスト代1,600円
- *玉掛け…受講料31,320円 テキスト代1,600円